

行動リハビリテーション研究会 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会の名称は、「行動リハビリテーション研究会 (Society for the Study of Behavioral Rehabilitation)」と称する。

(事務局の所在地)

第2条 本会は、事務局を聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院（神奈川県旭区矢指町 1197-1）に置く。

(目的)

第3条 本会は、行動分析学の理論と各種技法をリハビリテーション場面へ導入するための基礎的・臨床的研究を推進し、会員相互及び内外の関連研究会との連携協力を行うことにより、リハビリテーションの進歩を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会、研修会及び講習会の開催
- (2) 研究会機関誌、その他出版物の刊行
- (3) 会員の研究に資する情報の収集と紹介
- (4) 内外の関連学術団体との連絡及び協力
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第5条 この会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員：本会の目的に賛同する個人

(2) 賛助会員：本会の目的に賛同し協力する個人，団体

(入会)

第 6 条 会員として入会を希望する者は，入会申込書を事務局に提出しなければならない。

(会費)

第 7 条 会員は細則に別途定める会費を納入しなければならない。

(権利)

第 8 条 会員は，本会の運営に関する全ての情報を受けることができる。また，本会の企画する事業に参加することができる。

(資格喪失)

第 9 条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 2年以上会費を滞納したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第 10 条 会員が退会しようとするときは，退会届を事務局に提出しなければならない。

(除名)

第 11 条 会員が本会の名誉を著しく傷つける，または，本会の目的に違反する行為があったときは，理事の承認を得て，会長は除名することができる。

(届出)

第 12 条 会員は氏名・住所・勤務先等に変更が生じたときは速やかに変更事項を事務局に届けるものとする。

第3章 役員

(役員)

第13条 本会は次の役員を置き、会の管理・運営にあてる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 5名以上10名以下
- (5) 監事 2名
- (6) 顧問 若干名

(役員を選任)

第14条

- (1) 会長、副会長、理事及び監事は正会員の中から総会において選任する。
- (2) 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第15条

- (1) 会長は、会務を統括し本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐して会長に事故ある時は会長の職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会則及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- (4) 監事は、本会の会計及び業務執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員任期)

第16条 本会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行う。

(役員解任)

第17条 役員は、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により解任することができる。

2 心身の故障のため職務の執行に堪えられない認められるとき。

3 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(顧問)

第18条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会の重要な事項について会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

3 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

(事務局)

第19条 本会の事務を掌るため事務局を設置する。

2 事務局長は理事をもって充て、会長が委嘱する。

3 事務局員は会員の中から事務局長が推薦し、会長が委嘱する。

(書類及び帳簿の備付等)

第20条 本会の事務局に次の書類及び帳簿を備えなければならない。但し、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

(1) 会則

(2) 会員名簿

(3) 役員及びその他職員の名簿

(4) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(5) 総会及び理事会の議事に関する書類

(6) その他必要な書類及び帳簿

第4章 会 議

(会議)

第 21 条 本会の会議は、総会、理事会とする。

(総会)

第 22 条 総会は会員で構成し、予算、決算、事業計画及び会長の選出などの重要事項を審議決定する。

2 会長は総会を年 1 回あるいは必要ならば臨時に招集し、その議長を務める。

(理事会)

第 23 条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事から成り、本会運営の主体となり会長の諮問に応じて本会の運営に関する企画立案及びその実行の任にあたる。

2 理事会は会長が必要と認める時これを招集し、議長を務める。

(決議方法)

第 24 条 会議で議決を定める時は、出席者の過半数をもって議決する。

(議事録)

第 25 条 すべての会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席した会員数及び理事の氏名
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過及び要領並びに発言要旨

2 議事録には、会長の署名捺印を得て、事務局長がこれを保存する。

(編集委員会)

第 26 条 本会に機関誌の編集のための編集委員会を設置する。

- 2 編集委員会の長は理事をもって充て、会長が委嘱する。
- 3 編集委員は会員の中から編集委員長が推薦し、会長が委嘱する。

第 5 章 資産及び会計

(資産)

第 27 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 関連諸団体からの寄付
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 28 条 本会の資産は、会長が管理する。

(会計)

第 29 条 本会の会計は、会費及び寄付金その他の収入をもって充てる。

(会費の徴収)

第 30 条 会費は会員、賛助会員から毎年徴収する。各々の会費及び入会金の額は別に定める。

(会計年度)

第 31 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 会則の変更

(会則の変更)

第 32 条 この会則は、総会において出席構成員の 4 分の 3 以上の同意を得られなければ変更することができない。

第 7 章 解 散

(解散)

第 33 条 本会の解散は、理事現在数及び会員現在数の各々の 4 分の 3 以上の同意を得られたときに解散する。

(残余財産の処分)

第34条 本会の解散のとき存する残余財産は、総会の議決を経て本会と類似の目的を持つ他の団体に寄付するものとする。

附 則

1 この会則は、平成23年2月4日から施行する。

平成27年1月27日改訂

施行細則

第2章 会 員

(会費)

第6条 正会員は年額5,000円とする。ただし、紙媒体での機関誌を希望しない場合は年間2,000円とする。

2 賛助会員は個人、団体ともに10,000円とする。

(入会金)

第6条 入会初年度に限り入会金として、3,000円を徴収する。